

総行行第70号  
令和8年2月19日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県庁舎管理等担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市庁舎管理等担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和8年度建築保全業務労務単価の  
活用等について（通知）

標記の件について、別紙のとおり、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長から当職あてに、地方公共団体におけるビルメンテナンス業務の公共調達に係る予定価格に関する依頼がありました。

ビルメンテナンス業務の公共調達に係る予定価格については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第5号厚生労働省健康局長通知別添）を踏まえて、最新の建築保全業務労務単価をその積算に用いる価格に適切に反映するようお願いしているところです。

今般、国土交通省において、令和8年度建築保全業務労務単価が公表されたことから、来年度の予定価格の積算に当たっては、当該労務単価を使用するようお願いします。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）においては、「発注者としての行動③」として、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」とされており、「発注者としての行動⑤」として、「受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。」とされています。加えて、「発注者としての行動②」では、「受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。」とされ

ています。

貴職においては、庁舎等の管理業務に係る委託契約等を担当する庁舎等管理部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、本指針を踏まえて対応することにより、ビルメンテナンス業務の公共調達に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

併せて、各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

厚生労働省 0219 第3号  
令和8年2月19日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和8年度建築保全  
業務労務単価の活用等について (依頼)

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(平成27年6月10日付け厚生労働省健康局長通知別添)により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価の最新のものを活用するようお願いしているところです。

今般、国土交通省から、令和8年度建築保全業務労務単価が公表されましたので、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、令和8年度建築保全業務労務単価を活用して積算を行っていただくとともに、既に契約を締結している令和8年度分の業務においても、受注者が建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)」を踏まえた発注者としての行動をとっていただくことをお願いするため、各都道府県及び各市区町村の会計担当課長及び契約担当課長あてに通知(別添)を发出了しました。

別添の通知を踏まえた対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
令和8年2月19日

各都道府県会計担当課長  
各都道府県契約担当課長  
各市区町村会計担当課長  
各市区町村契約担当課長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和8年度建築保全  
業務労務単価の活用等について（依頼）

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日付け厚生労働省健康局長通知別添）により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしております。

今般、国土交通省から、令和8年度建築保全業務労務単価（別添1）が公表されましたので、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、当該労務単価を活用して積算を行うようお願いいたします。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）」（別添2）では、「発注者としての行動③」として、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」とあります。既に契約を締結している令和8年度分の業務においても、受注者から建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「発注者としての行動⑤」とおり、協議のテーブルにつくとともに、これを理由とした不利益な取扱いをしないようお願いします。

なお、「発注者としての行動②」では、「受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。」ともありますので、受注者からの求めがない場合にも、令和8年度以降も定期的に協議の場を設けていただきますようお願いいたします。

また、「発注者・受注者共通の行動②」では、「価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること」とあります。「双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止」を図るため、「価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残す」ようお願いします。